

平成31年 3月19日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

社会常任委員会
委員長 岡本 陽子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第21号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成31年度宗像市国民健康保険事業について、適正かつ安定的な財政運営を確保するとともに、旧被扶養者に係る軽減措置を見直すことに伴い、宗像市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 県が示す宗像市の平成31年度国民健康保険事業費納付金が24億7,014万円に決定した。公費等を差し引き、現行税率で検証した結果、医療給付費分と後期高齢者支援金分は収入超過が、介護納付金分は収入不足が見込まれるため、平成31年度国民健康保険税を改定する。
- 2 平成31年度国民健康保険税は、医療給付費分については、所得割の率を0.1%、均等割額と平等割額をそれぞれ600円引き下げ、後期高齢者支援金分については、均等割額と平等割額をそれぞれ300円引き下げ、介護納付金分については、均等割額を800円引き上げる。
- 3 介護納付金分は引き上げとなるが、医療給付費分と後期高齢者支援金分が引き下げとなることから、前年と所得や世帯構成が同じであれば、平成31年度国民健康保険税はどの世帯においても前年よりも引き下げとなる。
- 4 旧被扶養者減免について、政令の改正により減免期間の見直しを行う。当分の間、旧被扶養者の減免期間を定めないとしていた附則を削除し、本則どおり、減免期間を資格取得後2年間に戻す。

【意見】

(賛成意見)

- ・今回の国保税の引き下げには、過去の大幅な国保税の引き上げも影響していると思う。そういった意味では、引き下げは当然である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。